

## 特別講習及び事前講習申込等の留意事項など

### 【受講資格について】

- 2級検定・・・警備業法に規定する警備員（新任警備員教育を終了している者）
- 1級検定・・・受講する種別の2級「合格証明書」の交付日から当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上である者
- （再講習）・・・特別講習を受講し、「講習会受講証明書（交付日から1年以内のもの）」の原本を所有している者（再講習は証明書と同一区分に限る）

### 【一次申込み（仮受付）要領等】

- ・特別講習開催日の概ね2ヶ月前から一次受付（仮受付）を開始します。
- ・受付開始は、当協会会員に対してはメールで一斉に通知（県外・非会員には通知はいたしませんのでご了承ください。）いたします。
- ・当協会会員用の申込様式は、開始案内とともにメールで配信いたします。実施案内は種別ごとに配信いたします。
- ・申し込みは所定の申込様式に必要事項を記入のうえ、協会宛にFAXしてください。
- ・受付を開始したことは、当協会のHPでも公表いたします。
- ・県外／非会員は、協会担当者へ架電のうえ、非会員用の様式を使用してください。
- ・架電のあった県外／非会員には別途、案内等を連絡いたします。
- ・一次申込の締切期日後の申し込みは、すべて無効とさせていただきます。
- ・定員（概ね60名）を超えた場合、コンピュータによる抽選で受講者を決定します。
- ・決定した受講者所属事業者様には、後日、受講票などの関係書類を郵送します。

### 【一次申込様式記載上の留意点】

- 一次申込様式の記載事項は、次の点に留意してください。
- ・申込事業者の所在地、郵便番号、名称、電話番号等は判読できるように確実に記載してください（ゴム印などの場合、つぶれていないか等を確認してください）。
  - ・担当者名の確実な記載（事務連絡等は、すべて担当者様宛てに行います）。
  - ・事前講習への参加/不参加の確実な記載（無記載の場合は、不参加とみなします）。
  - ・問題集の購入申込（教本は新規特別講習の費用に含まれていますが、問題集は任意購入ですので、代金は別途請求いたします。）の確実な記載。
  - ・問題集は最初の申込件数に基づき発注しますので、追加申込分は日数がかかります。
  - ・教本や問題集の受け取り方法の確実な記載（可能な限り協会での受領を）。
  - ・受講希望者氏名の確実な記載（例・・・崎と崎、澤と沢など）。
  - ・既取得資格の確実な記載（例・・・交2級の申込に交2というような誤記載が多い）。

## 【受講票・受講申込書等の作成・送付と本受付】

- ・受講申込書と受講票の確実な記載（過去の例・・・会社名称が所属証明と異なる、自己の現住所を記載せず会社住所を記載、警備員の経験年数欄が未記載）
- ・所属証明書は、受講者本人に作成させることがないようにしてください（筆跡などで受講者本人が作成したと認められる場合は、当然、証明書とは認定しません。）
- ・所属証明書の会社名、代表者名部分はスタンプ・ゴム印等でも構いません。  
また、会社印、代表者印の押印までは求めておりません。
- ・自社の警備員ではない者を自社警備員と偽り、受講させることはできません。  
また、警備員として稼働していない者を警備員と偽り受講させた場合も、合否結果に関わらず、無効となります。これらの不適正行為に関しては、場合によっては行政処分を受けることもあります。
- ・指導教育責任者等が記載内容の確認を実施したうえで、協会に提出してください。
- ・提出書類を協会宛に郵送する場合は、到着日に十分余裕を持つように投函して下さい。
- ・提出された申込書等に不備があった場合、作成換えを求めることもあります。  
この場合、一次申込様式に記載されている御担当者様に連絡いたします。
- ・受講が決定した事業者様宛には人数分の受講票、受講申込書、払込取扱票などを郵送（または、協会での交付）しますので、注意事項等をよく確認のうえ、締切期日までに本申込を完了してください（期日経過は無効となります。）
- ・受講申込書、受講票は楷書で丁寧に記載してください。
- ・振替払込受付証明書には、必ず受講者の氏名を記載してください（会社名は不可）。
- ・受講者の写真は受講申込書、受講票ともに剝がれないよう確実に貼付してください。
- ・万が一、受講票や受講申込書等を汚損や破損した場合、協会担当者に早急に連絡、協会に汚損破損した受講票等を返納後に再交付いたします。

## 【事前講習について】

- ・事前講習は、（一社）福岡県警備業協会が実施するもので、参加不参加は任意です。
- ・事前講習は新規、再講習、会員、非会員を問わず参加可能です。
- ・事前講習の申込は、一次申込時の事前講習参加不参加の記載で受け付けますので、別途申込の必要はありません（無記載は不参加とみなします。）
- ・事前講習は、現任警備員教育と同じ位置付けですので、受講者には教育実施証明書を発行いたします（自社の教育計画と合致した場合は、その時間数を算入できます。）
- ・事前講習は合計2日間実施し、1日目が学科、2日目が実技訓練となります。
- ・事前講習は、1日だけの参加（学科のみ又は実技のみ）も可能です。
- ・事前講習は有料です。特別講習の受講料とは別ですのでご注意ください。
- ・会員、非会員では事前講習の受講料金が異なります。
- ・事前講習の受講料は協会から事業者様宛に翌月初旬に請求いたします。
- ・現地で受講料を徴収することはありません。
- ・事前講習時は、事前講習用の健康チェック表を必ず記載・持参させてください。

## 【特別講習について】

- ・特別講習は、国家公安委員会の登録機関である（一社）警備員特別講習事業センター（東京都所在、以下、事業センターと略）が実施するものです。
- ・特別講習は2日間実施されますが、2日間（全時間）とも受講しない場合、修了考査を受験することはできません。
- ・疾病、怪我による欠席や自己都合による辞退などの場合、受講料は返還されませんので、体調管理には十分配慮してください。
- ・可否の発表は、特別講習の修了考査日が  
1日～15日の場合・・・当月の25日以降に発表  
16日～月末の場合・・・翌月の10日以降に発表  
されますので、事業センターからの可否通知がありしだい、当協会ホームページに可否結果を発表（合格者の受講番号のみを発表）いたします。
- ・可否発表後、合格者へは「講習会修了証明書」を、不合格者には「講習会受講証明書」をそれぞれ交付いたしますので、発表から概ね2週間以内に受領等の手続き（要印鑑、来訪受領若しくは郵送依頼の手続き）を行ってください。

## 【その他】

- ・県外事業者であっても、当該都道府県の警備業協会に加盟している事業者様は当協会の会員と同等として取扱います。
- ・非会員とは、いずれの都道府県においても当該都道府県の警備業協会に加盟していない警備業者様を指します。
- ・事業センターが実施する特別講習は、施設警備業務、交通誘導警備業務、雑踏警備業務及び貴重品運搬警備業務の4種類のみです。
- ・事前講習と特別講習では、受付時間が異なりますので、受講者へ確実な指示伝達をお願いいたします。
- ・特別講習における試験は、実技試験（6種目）、学科試験の2種類です。  
事前講習を受講して特別講習までの間、例えば事前講習の1日目（学科）から特別講習の学科試験まで概ね2週間の間隔があきますので、自身の復習がなければ学科試験に合格できない可能性も十分にあります。事業者様の警備員指導教育責任者の方には、その旨を十分にご理解のうえ、自社においても受講者の指導教育をお願いします。
- ・受講料の支払い先は、前述のとおり主催団体が異なりますので、事前講習の受講料は福岡県警備業協会へ（後納）、特別講習分は事業センターへ（先納）となります。
- ・その他、不明な点は協会担当者へご質問（電話またはメール）ください。

問合わせ先

福岡県警備業協会

業務課長

あいざわ  
藍 澤

TEL 092-471-0300（09:00～17:00の間）

E-mail [f-keibi-g.kachou@hyper.ocn.ne.jp](mailto:f-keibi-g.kachou@hyper.ocn.ne.jp)